

## 横浜市と相模原市がパートナーシップ宣誓制度に係る 都市間連携に関する協定を締結しました

横浜市と相模原市のいずれかでパートナーシップ宣誓制度を利用している当事者が両市の間で転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、同制度に係る都市間連携に関する協定を締結しました。

この連携を契機に、性的少数者をはじめ、様々な事情から婚姻届を出さない、あるいは出せない方々の悩みや生きづらさに一層寄り添っていくとともに、周囲の理解促進を図ります。

### 1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定

### 2 協定の締結日

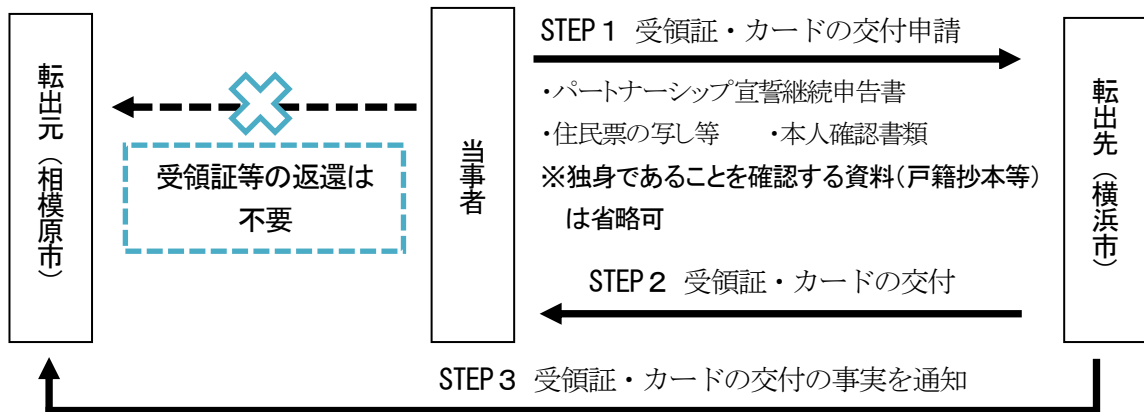
令和5年2月20日（月）

### 3 内容

#### (1) 協定による連携事項

- ・転出元への受領証・カードの返還手続きが不要になります。
- ・転出先自治体への提出書類が一部省略できます。

#### (2) 都市間連携スキーム（相模原市から横浜市に転入するケース）



※都市間連携を利用できる方は、転出先における宣誓要件を満たす方に限られます。

### 4 都市間連携の開始日

令和5年3月1日（水）※開始日以降に横浜市または相模原市に転入した場合に適用を受けることができます。

### 5 添付資料

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定書

お問合せ先

市民局人権課長 佐々井 正泰 Tel 045-671-3984

本件については、横浜市及び相模原市で同日発表しています。